

# 世俗性、多様性、ポスト・モダンの挑戦

—日本の生命倫理に向けて—

H・T・エンゲルハート Jr.  
(訳) 酒井明夫

## 目次

- (一) はじめに
- (二) ポスト・モダン的なもの — 解消し難い道徳的多様性という問題
- (三) 生命倫理の多様性
- (四) 現代の道徳哲学の研究計画はなぜ成功しないのか — 医療上の指針、世俗的生命倫理、民主主義に与えられる道徳的権威について
- (五) 誤ちを犯す権利 — 道徳的言説の二つの次元
- (六) 世俗的道徳性と信念 — 道徳的多様性への対処
- (七) 日本の生命倫理について
- (八) 結論

## (一) はじめに

本論で私はつぎの四つの事柄について考えたいと思う。まず初めに、近代以降の世俗的道徳哲学が抱えているいくつかの問題点との関連で、生命倫理と医療上の指針について道徳的見地から検討していくこと。つぎに、生命倫理の諸問題こそ、近代以降の哲学の抱える問題を浮き彫りにするものであることを示すこと。そこで私は、明らかな事実であるにもかかわらず、これまで曖昧にされてきたこと、すなわち、哲学は、世俗的な医療上の指針を規定する正しい、内容のある世俗道徳的視点を発見できないことを示したい。すなわち、世俗的な知的学問分野としての現代の道徳哲学や生命倫理は、多くの人々が探し求めている導きの糸を提供できないのである。さらに、生命倫理に関する議論の現状を公平な目で見れば、今述べたような世俗の哲学的思考の危うさが否応なく明らかになってくるのである。こうした知的困難は、たんに、生命倫理の役割や、それがはたして医療上の指針にどれほどの寄与をなしうるのかということを今一度考え方をせただけではない。それはさらに、多様な道徳的観点が同居する現代の世俗的社会のなかで、道徳的に信頼に足る医療上の指針をどうやって作り上げていくかという課題をわれわれにつきつけているのである。

この課題は、これから述べようとする第三の事柄へとつながっていく。もし、世俗道徳的思考一般、とりわけ生命倫理の抱える困難を率直に認めるならば、つぎになすべきことは、大きな国家が道徳的多様性と共存できるようにするための戦略を練ることである。ともかく、生命倫理の議論の多くに適用できるような、普遍的で内容のある世俗道徳上の解決策を探すという計画は放棄しなければならない。そのかわりに、多様な道徳的感性を持つ人々が、平和裡に協調しあって、世俗的な医療制度や指針を作り上げていけるような方策を打ち立てるべきである。哲

学や世俗的生命倫理についてこのように考えながら、医療の在り方を正当化できるような世俗道徳的規範を探し求めていくと、結局、情報を与えられた上での自由な同意、制限つきの民主主義、自由市場などが、なぜわれわれの今住んでいる社会で中心的な役割を担っているかが明らかになつてくるのである。最後に、こうした特定の内容をもたない手続き重視の考え方が強調されるからといって、それは決して特定の道徳的共同体における特定の道徳的内容や道徳的絆が無価値だといつてはいるわけではない。むしろそれとは逆に、特定の道徳的立場というものは、道徳的本質やその方向性を作りだしていくものである。このような観点から私は、日本独自の生命倫理の可能性についても若干の考察を試みたい。

冒頭で私が述べたことは、主として西欧の哲学的思考の背景に向けられたものであるが、それはまた哲学と生命倫理一般についての示唆も含んでいる。というのも、まず、西洋哲学の光と影は、ヨーロッパと北アメリカで発展した科学と技術とともに世界中に輸出されてきたという事実がある。つぎに、たとえ他の諸文化が西洋の知的歴史を共有していないとしても、時空間を超えてある道徳性を分節化できるという観念や、どこから来たわけでもないのにあらゆる所で真であるような見解などは、人を魅惑せずにはおかしいものである。したがって、私がこれから取り上げる論点は、ほとんどすべての文化に何らかの示唆を与えるといつてよいと思う。私は、こうした示唆が、日本と日本の文化に対してどのような仕方で意味あるものとなるかを検討していくつもりである。

## (二) ポスト・モダン的なもの——解消し難い道徳的多様性という問題

今日のヨーロッパと北アメリカにおける医療上の指針は、過去二世紀の間に起こった急激な文化的変遷に対処できるように構想されたものである。この間、普遍的で内容のある世俗的道徳觀を創出できない理性の無力さが次第

に明らかとなってきた。現代の哲学と政治理論は、何らかの権威に裏付けられた特定の世俗的道徳観を作り上げる計画に失敗し、この失敗が多くの生命倫理上の主張の根拠を危うくさせることになった。すなわち、正義、公正さ、絶対的な権利などについては、世界の主だった宗教と同じくらいの数の互いに対立する理論があり、哲学は、宗教界が提出するさまざまな道徳上の見解の不協和音を消さざるどころか、ただ反復することに終始したのである。哲学や道徳理論や政治理論における論争は、宗教上のそれと同じほどに果てしのないものだった。

現代に生きるわれわれは、こうした道徳観の多様性や、正しい道徳的根拠を発見できない無力さを受け入れられないでいる。われわれはいまだに西洋中世の遺産を受け継いでいるのである。中世とはたんに宗教に対する信仰にとどまらず、理性に対する信仰、すなわち理性こそ、本質的な権利について普遍的で内容のある世俗的規定を行えるものであり、したがつて同じ信仰を持たない人々の間でも、自分たちが同じ理性の道徳的制約下にあることは理解できるのだ、という信念によって特徴づけられた時代だったのである。すなわち、現代西洋の道徳的かつ哲学的研究の多くは、キリスト教の信仰に付随する特殊性やキリスト教の神に頼ることなしに、ユダヤーキリスト教的な道徳と政治目標を理性によつて再度確立しようとする試みとして理解されるのである。現代西欧の知的伝統は、世俗的な合理的議論に基づいて、国家権力が道徳的権威に裏付けられた強制力を持つことを示そうとしてきた。西洋中世の場合は、こうした権威に基づく権力の行使に際しては、信仰と理性にその根拠を求めようとした。現代西洋の哲学的研究は、西欧のキリスト教的時代の文化的特殊性に彩られた理性の概念や信仰には頼らずに、このような課題を達成しようとしてきたのである。宗教や伝統の違いによつて生じる道徳的立場や道徳感情の多様性に対抗して、西欧は一定の内容を持つ唯一の合理的道徳性を探しもとめてきた。合理性を頼りに西欧が目指したものは、あらゆる人格を一つに結びつけ、宗教改革後のヨーロッパにおける道徳上の論争を解決できるような、内容のある道

徳性だったものである。

こうした願いは十分に理解可能なものである。もし道徳的意味が理性の内にのみ見出されるものだとすれば、世俗的な道徳性や公共政策などに関する論争は、厳密な合理的議論を通じて解決されるに違いない。こうした厳密な合理的議論が導く結論に異議を唱える者は非合理的であるとして糾弾されることになろう。合理的に決められた公共政策に違反する非理性的な人間は、治安当局の手で、真の合理的本性に基づいて行動するよう矯正されるだろう。公共政策一般や医療上の指針、とりわけ生命倫理を支える道徳的権威にも明確な基礎が与えられるだろう。このような方法論は十分に魅力的ではあるものの、一般に考えられている以上の、少なくとも現代の哲学的研究を支持する人々や、それを生命倫理に応用しようとする人々にとっては極めて明白な困難を抱えているのである。

### (三) 生命倫理の多様性

この困難は、理論と実践の両面にまたがるものである。まずわれわれは、道徳観の多元性や、内容のある道徳的指針を規定できない理性の無力さに直面しながら、道徳的に権威づけられた公共政策を考案するという課題に直面する。困難さの度合いがどこにも増して深刻なのは、生命倫理上の諸問題においてである。医療や生物学的医療技術の使用のための道徳的規則、公共政策などを合理的に決定しようとする生命倫理は、他者の協力による生殖、人工妊娠中絶、重度の欠陥をもつて生まれてきた新生児の治療、高度技術を駆使した医療への対策、移植のための臓器の売買、救命治療の拒否、安楽死、遺伝子工学の技術の進歩など、実際に広い範囲にわたる今日的な道徳問題を扱っている。しかし、新たな生命を生み出すのに適切な条件や手段は何か、人間の命を終わらせるのに適切な時期や方法とは何か、健康の維持や延命のための財源はどのようにして、どのような条件下で使われるべきか、健康の維

持や延命に関する不平等は機会均等という基準からして容認されうるものか、進化がもたらした人間の性質を変えることはどの程度妥当とされるのかなど、ほんの少数の例を見ても、明確な回答はまだ出されていないし、解説もなされていない。

ちょうど宗教改革後のヨーロッパにおける宗教論争のように、互いに異なる立場が乱立し、論争は果てしがない。生命倫理上の主だつた論点のすべてにおいて、対立する主義主張を熱心に唱える人々がいる。しかも彼らは、自分たちの間の論争を解決に導くのに十分な前提や理解を共有していないのである。そのいい例が、人工妊娠中絶をめぐる論争である。生命の始まりとか胎児の発育など、具体的な問題へと視点を移しても、論争がおさまることはまず期待できない。中絶に関して革新的な立場を支持する人々は、生命の誕生は何十億年も前にさかのぼり、ホモ・サピエンスの登場でさえ二五万年前で、生命の連鎖はとぎれることなく続いていると言うことだろう。

そしてこうした立場に共鳴する人々は、世俗的な意味からは、道徳的主体としての人格の生がいつから始まったのか、あるいは、結果主義的に十分な根拠をもつて幼児や胎児を一個の人格を持つた存在として扱うことができるのはどういう場合かを問うべきだ、というだろう。これに対して中絶に反対する保守的な人々は、胎児も人格になる潜在的能力を具えており、こうした潜在的能力が遺伝学的に決定できる時点を問題にすべきだ、と主張することだろう。革新論者たちは違い、彼らによつては、生物学的な事象が決定的な意味を持つのである。すなわち、保守主義者たちは、生物学的な事実をあらかじめ道徳的な文脈や視点に持ち込んでいるのである。これに対して中絶を支持する革新論者たちは、もしXがYの可能態であるならば、必然的にXはまだYではない、したがつて胎児はまだ人格ではない、と反論するだろう。これら二つの立場は道徳的、形而上学的的前提を共有していないために、論争は果てしなく続くだろうし、それは現実に進行中のことでもある。

残念なことに、解決不能の論争という状況は、ほとんどすべての生命倫理上の問題にあてはまる。今日、世俗的生命倫理上の論争は、重要な論点のほとんどすべてにおいて、互いに異なる立場を標榜するさまざまな思想を巻き込んでいる。現代の哲学的研究計画の崩壊は、まさに世俗的生命倫理の領域ではつきりとその姿をわれわれに見せているのである。まず第一に、合理的言説が消去しえなかつた道徳観の多元性が事実としてある。第二に、合理的な検証をしていけば、一定の内容を持つ道徳上の問題について誰が正しく、誰が間違っているのかを決定できる、という主張には理論的に何の根拠もないことは明らかである。生命倫理上の論争を引き起こしている問題はいずれも、いくら厳密で合理的な議論を経ても、論争の中核をなす前提に関する譲歩がないうちは、決して解決されないだろう。

いま課題としてはいるのは、このような状況で、いつたいどうやって道徳的権威に裏付けられた医療上の指針を作り上げるかである。難しい点は、生命倫理の論争に加わっているさまざまな立場のどれを選択しても、それは特定の国家宗教を定めることと同じだということである。もし、普遍的で内容のある道徳性を発見しようという現代の道徳的計画が破綻しているとすれば、互いに競いあう道徳上の立場は、ちょうど宗教諸派の世俗版と言えるだろう。世俗的な医療上の指針という点からすれば、問題は、さまざま生命倫理的立場のなかから、国を支配する特定の立場を決めることができるかどうかである。今のような状況で国家的な医療上の指針を決めるとは、ある意味で、ローマン・カトリックかプロテスチント、あるいは神道かを選択することであり、決定した後には、仏教徒、ユダヤ教徒、ギリシア正教徒、イスラム教徒らの権利をどうするのか、という問題が生じるのである。

一般には、生命倫理学者たちの役割とは、世俗的な医療上の指針に関して内容のある道徳的方向づけを行なうことであると考えられているが、このような認識は修正されるべきであろう。彼らはむしろ、生命倫理や医療上の指

針について特定の道徳的立場を擁護する世俗的な神父、牧師、ラビとしての役割を演じているというのが現実である。それにもかかわらず、彼らはしばしば、自分たちの主張は、世俗的合理性一般の要求するところと一致していると主張している。今哲学がなすべきことは、理性は、普遍的で内容のある世俗的道徳性や世俗的生命倫理を発見できないこと、さらに、道徳的多様性が現実に存在することなどを深刻に受け止めることである。

#### (四) 現代の道徳哲学の研究計画はなぜ成功しないのか——医療上の指針、

##### 世俗的生命倫理、民主主義に与えられる道徳的権威について

内容のある普遍的な世俗的道徳観を発見することが不可能である理由は、ちょっとした考察をすればすぐに明らかとなる。問題は、道徳的権威をもつてさまざまな道徳観からどれかを選ぼうとする場合、そうした選択自体が道徳的な観点から行われなければならないという点にある。これはつまり、正しい道徳観を判別する以前に、われわれはすでにそうした観点をもつていなければならぬということを意味する。実際、世界を道徳的に眺めるためには、われわれはまず現実を道徳的な枠組みのなかに置いてみなければならぬのである。世界のなかで起ころる事象は、特定の道徳的ないしは形而上学的地平に置かれるまでは、道徳的には両義的なものにとどまっている。結局われわれは、特定の道徳的ないしは形而上学的視点の色合いを帯びた事実を持たずに、道徳的論争の解決策を得るために事実を世界のうちに見出すことはできないのである。

さらに、さまざまな指針の社会的重要度に注目しても無駄である。というのも、その社会的重要度を評価するには、自由、平等、繁栄、安全などの社会的重要度を比較する手段があらかじめ与えられていなければならぬからである。したがって、社会的重要度を比較するために社会的重要度を持ち出すことは、証明すべき論点を自明の理

とみなして論じることであり、それは意味をなさない。過去と未来のどちらを選ぶか、合理性と情熱のどちらを選ぶかといった基準があらかじめ与えられていないまま、選択の問題を論じることはできない。われわれは、社会的 importance の計算法を身につける前に、道徳的問題の本質を構成する答えをあらかじめ理解していなければならないのである。

同じことは、仮説に基づく選択や仮説に基づく契約者という理論のいくつかにもあてはまる。選択を行なう者、もしくは契約者は、道徳的な次元での選択を行なう際には、やはりあらかじめ善、道徳的意味、道徳的合理性などについてのおおまかな理論を身につけていなければならない。道徳的にまったく中立な傍観者であれば、特定の道徳的視点は持っていないはずだし、そうであれば選択の土台となるべき道徳性ももたないことになる。したがってこのような議論もまた無意味である。傍観者や契約者でも、およそいくつかの選択肢のなかからどれかを選ぶ場合には、特定の道徳観、善についてのおおまかな理論、道徳的合理性の観念、価値観などを選択の基盤としてもつていなければならぬのである。しかし、こうした道徳観や価値観の選択や同定こそ、今問題とされているものであることは言うまでもない。ここでもまた、証明すべき点を自明のこととすることなしに意味をつかむことはできなうことになる。普遍性を得るために意味を犠牲にするわけである。道徳的選択肢のなかから一つを選ぶためには、あらかじめ特定の道徳的立場に立つていなければならぬし、世界をどう見るかを理解していなければならぬのである。

過去のキリスト教はこのことをよく知っていた。人は理解する前に信じなければならなかった。信仰によつて得られる理解は恩寵と道徳的立場がもたらすものと考えられたのである。一定の内容を持つ世俗的な道徳的主張についても条件は同じようなものである。医療における正義や公正さ、医療を受ける権利、中絶や遺伝子工学の道徳性

などについての理論の正当性を認識するためには、まず対象を特定の道徳的視点から眺めてみなければならぬ。いったん正しい視点を得てしまえば、あらゆるものが明確となり、基本原理や善に關するおおまかな原則に従つて道徳觀を再構築することが可能となる。しかし、特定の視点の外からは、間をとりもつ基盤もないまま視点と視点がぶつかりあう様が見えるだけである。したがつて、さまざまな宗教的、思想的、道徳的觀点が混在する共同体を抱える世俗的社會では、特定の觀点の選択は、恣意や強制によるものでしかありえない。

しかし、たとえ根本的な意見の不一致があつても、多様な道徳的共同体に属する人々は協力しあうことができることもある。たとえ彼らが善き生について共通の認識を持たなくとも、互いを道徳的に結びつける方策を作り上げることは可能である。一見すると、このようなことは不可能に思えるし、生命倫理の論争は、土台となる道徳的視点がまちまちであるために制御不能であるという主張を再び思い起こさせる。しかし實際には、たとえ人々が、正しい道徳的行為について内容のある見解を共有していなくても、世俗的協力を実現する土台は存在するのである。人々が同じ道徳的、宗教的、思想的共同体に属しておらず、世俗の道徳的理性が内容を欠いたものであつても、人々が力によらない問題解決を望む限り、同意による共通の道徳的枠組みを作り上げることは可能である。世俗的道徳の権威として、神や、共通のイデオロギーや、形而上学や、一定の内容の合理的議論を持ち出す必要はない。必要なことは、行為の共通の規範を同意に求めることが皆が承認することである。

論争理論 (controversy theory) は、こうした困難を部分的に解消する道を開いてくれるよう<sup>(二)</sup>思う。合意に達するための土台を見つけることができなくとも人々は、神への信仰や理性ではなく、関係する者すべての同意を道徳的規範とするという道徳的企図を承認することはできる。一定の内容を持つ道徳觀や基本的な道徳的前提を必要としない世俗の道徳的枠組みは、このような仕方で実現されるのである。今必要とされるのは、人々が力によらな

い平和的な問題解決を望む限り、協力体制や共通の道徳的規範を作り上げることができるという認識である。逆に言えば、互いの間の合意ではなく、力によって論争を解決しようとする者は、特定の道徳性を共有しない人々にとっては到底正当化されない方法を用いていることになり、公安当局の介入を受けても、それに抗する世俗的根拠を何も持たないことになろう。もはや宗教的、形而上学的、思想的な前提に依存することができない現状では、世俗的道徳性とは、互いの同意によつて道徳的規範を得ようとする試みとなるだろう。人々が道徳的、形而上学的真理について合意しなくとも、一緒に何らかの計画を遂行することに合意して、ある道徳的規範を共有するだけで十分である。簡単に言えば、たとえ世俗的な道徳的規範の根拠が、世俗的観点からして神への信仰や理性に求められないとしても、それは人々の同意という立派な根拠を有するのである。

世俗的倫理に対するこののようなアプローチは、道徳的、宗教的多様性や、内容のある普遍的な世俗的倫理を見つけられない現代道徳哲学の無力さという状況のなかで、道徳的実践の骨子とは、合意によつて道徳的規範を作り上げることであるという認識を生みだしていく。その際、医学の分野で重要な役割を果たすのが、制限つきの民主主義、市場原理、情報を与えられた上での自由な同意などである。生命倫理では、同意とならんでプライバシーを守る権利がとくに重要な問題となる。一方では、協力体制への賛同を得ることについて考えると同時に、他方では、自らが平和的活動に従事したり他人の同意をとつたりするときでも、個人には干渉を退ける権利があることを頭に入れておかなければならない。さらに、医療を受ける権利は、正義や公正さ、医療品や医療サービスを受ける権利などに関する特定の普遍的、具体的な観点によつてではなく、民主的な方法によつて定められた規範に基づく政治的決定に委ねられるべきである。現代の政治や生命倫理のなかにあるものの大半は、世俗的観点から再構成され得るし、それは特定の宗教的前提、道徳性、道徳哲学、思想的立場などに頼らなくとも正当と見なされるのである。

普遍的な道徳意識が発見できず、道徳的多元性が存在するという状況では、制限つきの民主主義こそ、道徳觀を共有しない人々のための政治的制度となる。その理由は、自由が他の何物にも増して高い地位を与えられるからではなく、道徳觀の多元性や現代哲学の研究計画の失敗などで特徴づけられる世界のなかで、共通の行為を規定する道徳的規範を与える大規模な政治制度とは、制限つきの民主主義だけだからである。注意しなければならないことは、こうした条件下での民主主義には、世俗的観点から、原則として制限がもうけられなければならないことである。すなわち、民主主義は、プライバシーの領域や私的所有物には干渉できないという制限を受けるのである。

こうした制限は、人類の繁栄や理想的な人間社会についての特定の観点に基づくものではない。それは、人間の世俗的な道徳觀には必然的に限界があり、したがつてまた世俗的な道徳的權威にも限界があるという事実に由来しているのである。このような制限はまた、同じ道徳觀を共有しない人々が、道徳的に妥当とされる行為をなすための基礎を提供している。宗教の外側には現代哲学の無力さがあり、ここでは、相互協力のための道徳的規範は、現実に成立する同意、もしくは、同意を得ないまま他者を道具として使う者に抵抗する永遠の世俗道徳的權利に起源をもつのである。結果として、世俗の道徳的規範に照らせば、民主主義は制限を受けることになる。民主主義の世界では、王冠を戴くものに相当する合法的存在はない。世俗的観点からは、民主主義世界の住人たちは、限られた計画への参入者として位置づけられる。民主主義は、市民や市民の財産を所有しているわけではない。民主主義の道徳的規範は制限されているがために、多数決によって正統性を押しつけることはできないのである。さらにまた、一般には好ましくないとされている行為に私有財産をつぎ込むことについても、関係者たちの同意によつて行われるならばそれを妨げることもできない。さらに、幅広い合意が形成されていたとしても、多数派が少数派に道

徳的正統性を押しつけることは決して正当化されない。簡単に言えば、世俗的には、多数派の神聖な権利なるものは存在しない。すなわち、特定の思想を国家のそれとすることを許すような道徳的規範は存在しないのである。

制限つきの民主主義における権利の多くは、積極的に支持されるものというよりは、国家のような大規模な社会体制の道徳的規範が限定されたものであることを示す指標として理解されなければならない。それらの権利が指示しているのは、他の何物も介入のための道徳的規範を持ちえない場所である。プライバシーに対する道徳的権利は、互いの同意に基づいた行為に政府の道徳的規範が干渉することの限界を示している。こうした権利が存在するのは、プライバシーや私的活動の領域に対する権利に高い価値が与えられているからではなく、制限つきの民主主義の世俗道徳的規範が限られたものだからである。民主主義における世俗道徳的規範は人々の同意によつてもたらされるのであり、それは、合意に基づいて共通の努力を重ねていくためのものではあっても、私的選択や私的行為をコントロールするためのものではない。要するに、異なる道徳観を持つた人々が、大規模な計画（たとえば国家的な規模の）にそつて一緒に働く際には、彼らの間の合意には制限があるということである。彼らの間の合意は、意見の対立を平和的に解決したり、共有財産を使う場合に必要とされる最小限のものにしか適用されない（たとえば福祉を受ける権利を制限する場合のように）。しかし、道徳上の論争を平和的に解決する試みや、大規模な政治的協力体制などでは、能力や私有財産の使用、道徳的信念などに関して必ずしも皆が合意する必要はない。実際には、そうした全体の同意を前提とすることは不合理である。しかし、より高次の世俗的道徳規範を与えるものは他にない。要約すると、世俗的な国家では神的な規範に訴えることができず、近代以降の道徳哲学の研究計画が失敗に終わったために、世俗的な民主主義は必然的に制限つきの民主主義とならざるを得ないのである。民主主義がとくに厳しい制限を受けなければならないのは、強制的権力をもつて、正しい人間的行為に関する特定の見解を権

威づけようとする時である。というのも、このような方法は、相互の同意に基づく平和的な人間の営みを著しく制限するからである。

### (五) 誤ちを犯す権利——道徳的言説の二つの次元

普遍的で具体的な世俗的道徳觀がないことや、妥当とされる行為の規範を関係者の同意に求めざるをえないことなどがもたらす帰結については、まだ言うべきことは多い。<sup>(二)</sup> 生命倫理に関してここで強調しておきたいことは、今述べたような状況は、世俗的倫理性と特定の道徳的共同体の倫理性との間、さらには、同じ道徳觀を共有しない人々を結びつける道徳性と、共有する人々をつなぐ道徳性との間に重大な差違をもたらすことである。結果として、人々はしばしば、誤ちを犯す（特定の宗教的、哲学的、思想的な立場から見て）世俗的道徳的権利（国家にはこれに干渉する道徳的規範がないという意味で）を有するのである。たとえば、キリスト教信者としての私は、中絶は重大な過ちであると思つてゐるが、一般的世俗的觀點からはそう言えないことも承知している。したがつて私は、強制ではなく転向することによつて他人を非難することを回避することになる。<sup>(三)</sup> また、人を殺したり、同意なく性交したりすることは世俗的道徳性とは真っ向から対立するが、自由意志による安樂死や代理母の場合はそれがそのままあてはまるわけではない。福祉に対する権利は公共の財源で保証されているが、税金を払つてゐる人であれば、それ以外の医療を直接に、もしくは個人保険を介して間接的に受けようとする行為は禁じられていない。

道徳觀の多元性や現代道徳哲学の失敗は、宗教的信仰ばかりでなく、宗教とは関係のない、哲学的、思想的な立場まで私的なものにしてしまつた。しかし、多くの宗教信者たちや特定の哲学—道徳的觀點を信奉する人々は、世俗的道徳性が（それが実際には持つていない）意味を持つようになることを望んでゐる。特定の道徳的立場を私的

に保てるようにする一方で、多様な道徳的立場の人々が協力しあえるようにする戦略が打ち立てられなければならない。このことは、生命倫理にとっても非常に重大な意味を持つている。

さらにそれは、世俗的民主主義の特質にとっても大きな意味をもつ。民主主義の規範は、道徳観を共有しない人々を結びつける世俗的道徳性に関しては制限を受けるし、かつて特定の宗教や思想的立場に支配された社会体制（たとえば、キリスト教国家やマルクス主義国家）の下で、公的なものとされた（私的な）道徳性に関わるものが多くは、今再び私的なものとされなければならない。世俗的な国家における制限つきの民主主義では、市民から國家全体へと委ねられる制限つきの規範をはるかに逸脱するような正統性は、決して許容されないのである。それでも、私的なものとされた道徳性の領域はその意義を失うことはない。それが失うべきものは、国家によって強制的にそのような位置に置かれたことへの正当性や保証だけである。世俗的国家における道徳性は、転向や道徳的論証によつて適用され、維持されるべきであつて、決して強制によるものであつてはならない。

#### (六) 世俗的道徳性と信念——道徳的多様性への対処

道徳哲学についてこれまでの考察で示唆されたことは、医学と関連する領域において、もつとも劇的なかたちで現われる。たとえば、医療サービスを受ける資格が、正義、公正さ、医療に対する権利などに関する特定の普遍的見解に基づいていいなら、それは公開の議論や民主的方法によつて決められるべきである。制限つきの民主主義は、市民の希望があれば、政府の財源を用いて一連の医療制度を作り上げることができる。私的な保険制度についても同じで、その適用範囲は、保険の提供者と契約者によつて適切に設定されるところになるだろう。これらの医療制度は理性的見地によつて左右されるものではない。また世俗的社会では、宗教的見解が医療の範囲を決められ

るはずもない。たとえば、出生時体重が五〇〇グラム以下の新生児に集中治療を行なうかどうかは、理性が決めるのではなく、適切な指針を定めることによって回答が出されるのである。

民主主義の世俗的道徳規範が限られたものであるとすれば、税金を払っている人々は、私的な保険や有料のサービスを通して自由に付加的な医療を受けることができる。こうした自由や私有財産はつねに不平等をもたらす。もちろん、公共の資産や慈善的努力によつて貧しい人々のためにより多くの医療を提供し、貧富の差を埋めようとする利他主義的平等主義を貫くことも、道徳的には可能である。しかし、平等に提供されるサービス以外の付加的な医療を禁止しようとするような、ねたみに基づく平等主義では、価値観の序列化とその強制が必然的に生じてくる。これこそ、現代の哲学的研究計画が成功すると考えられていた時代に人々が望んでいたものだったが、その失敗の光と影がもたらしたものは、一般的な世俗的観点からは、そのような選択はしょせん恣意的なものであり、またそこで行われる強制は非道徳的なものだという認識だったのである。

#### (七) 日本の生命倫理について

これまで検討してきたことは、日本の文化的枠組みに支えられた生命倫理にとってどのような意味をもつのだらうか。まず何よりも、つぎのこととを銘記しておかなければならない。道徳観を共有しない人々を結びつける言語には一定の道徳的内容はないとしても、そうした言語は、道徳観の異なるさまざまな共同体を統合しようとする時に役立つ。また、われわれは、異なる道徳観をもつ人々を結びつける言語を学ぶ一方で、道徳観を共有する人々の言語を放棄してはならないのである。日本の場合、こうしたことがあってはまるかどうかわからないが、日本の人々は、自分たちの文化の外にいる人々と生命倫理の問題についてともに考えていくために、文化的な差違を超えて、

異なる道徳観をもつ人々をつなぐ言語をもつとよく理解していくことが必要であり、それと同時に、自らの文化やその内部における差違にも目を向け、それが生命倫理上の判断にどのような影響を与えていたかを検討してみなければならぬだろう。

日本の道徳観は、その首尾一貫した生命倫理とともに、特定の制度と特定の共同体のなかで適切に維持される。日本の病院が、財源の配分や患者のケアなどについての指針を立てる時に、特定の道徳的規範がそうした指針に反映されるならば、それはきわめて望ましいことである。こうした試みは、道徳観を共有しない人々に対して、制度的な道徳的取組みを例示できるだけでなく、現代の医療の特徴である新たな技術や新たな判断にとって伝統的価値観がどのような意味をもつのかを、特定の道徳的共同体に知らしめるという点で重要な役割を果たすのである。

日本の人々は、ヨーロッパや北アメリカの人々と同様に、道徳的言説の二つの次元にそつて考えていく必要があるだろう。日本の人々は、確かにヨーロッパ人や北アメリカの人々に比べて文化的にも人種的にも均一な環境に生きていて、したがってまた観点の多元性を示すような事例や、ポスト・モダンの時代の不協和音などにはあまり出会わないと思うが、それでも、日本全国には、いくつもの異なる道徳的共同体が存在していることは事実である。さらに、日本は今、道徳的ビジョンや道徳的立場の多様性で特徴づけられる世界共同体の影響を受けざるをえない状況にある。それゆえ日本は、以前にも増して、現代に特徴的な言語、特定の道徳的内容を失った国際的な言語、要するに、道徳観の違う人々を結びつける言語を話すよう迫られているのである。<sup>(四)</sup>しかし、そのような状況にあっても、日本の人々は、自らの生活やヘルスケアの指針に意味と方向を与えていた道徳的内容を捨て去ってはならないのである。

特定の施設や制度を想定してヘルスケアの指針を立てていく際に、日本の文化的特徴を生かしていくということは、きわめて特殊な事例となるだろう。というのも、世俗的道徳性一般という観点からすれば、道徳的生活の具体的な内容や特定の内容をもつ生命倫理などはもはや存在しないからである。近代以降の世俗的国家とはもはや共同体と呼べるものではなく、したがって、共同体のきずなや、道徳的生活の本質などは、国家とは別の場所に見出されるだろうし、それが健全なたちで存在することこそ、世俗的国家が健全であることの具体的条件に他ならないのである。ともかく、内容のある道徳観や生命倫理などは、特定の領域や特定の道徳的共同体の内部にしか見出せないのである。結果として、競合しあい、形を変えていく意味内容、近代以降にあらわとなってきた道徳的言語の多様性、内容を欠いた世俗的道徳性などに直面しながらも、道徳的であろうとする人々には、特定の道徳的意味内容を維持していく余地が残されているのである。

## (八) 結論

現在盛んに行われている世俗的生命倫理の議論は、世俗の道徳的理性が普遍的な道徳的内容を見出せないことと、道徳的多様性とを背景にしている。今日生命倫理に向けられている関心は、生と死にかかる医学上の重要な事柄に関して、一般的にあてはまる合理的な世俗道徳的指針がみつかるはずだというむなし期待から生じていると考えることもできる。このような希望は決してかなえられることはなく、厳密な道徳的議論によつて生命倫理上の根深い対立を解消しようという努力は徒労に終わるだろう。さらにもう、さまざまの道徳的立場が林立する巨大な国家で、ある特定の生命倫理的道徳性を法制化しようとする試みも同じ運命をたどるだろう。今われわれがやるべきことは、人々が互いに協力しあつていけるように、社会的領域のなかに個人の選択が入り込む余地を残しながら

ら、社会制度に制限つきの世俗道徳的規範を委ねる方策を吟味することである。

生物医学的科学の利用や医療についての指針、法制化を進めていく上で国家が担うべき正しい役割とは、平和的な私的選択を推奨し、強制と不公正を排し、同意を得ないまま人を危険にさらすことを禁止し、他者との協力を可能にする一方で、私有財産の使用を保証するために、多様な選択の余地を残すことである（その際国家は、一方で強制的介入を排除しながら、他方では平和的に行われる道徳的警告を容認していくことが必要である）。それに加えて、国家は、公共資産をあてにした、福祉に対するさまざまな権利に制限をもうけるべきである。残念なことに、国家はこれまで必要以上のことをさせられてきており、今日の生命倫理の多くは、自らの主張に対する保証と正当化を追い求める現代版世俗神学の様相を呈している。こうした生命倫理は、特定の道徳的、政治的、思想的な直観や仮定に依拠している。さらに生命倫理は、あたかも理性それ自体によつて創出されたものであるかのような外観をとりつづらつた後で、一定の内容を持つ自らのガイドラインは、医療の指針を法制化したり制御したりするための基本となるべきだと主張する。しかし、そのような要求は、われわれに対して、疑似宗教的正統性や世俗道徳的仮説を、制限つきの民主主義の道徳的規範をはるかに逸脱した強制的権力によつて押しつけるという脅威をもたらすかもしれないのだ。

生命倫理学者や生命倫理委員会は、道徳的指針について、一定の内容や世俗的普遍性などを探し求めるのではなく、世俗的な状況をしつかり踏まえた上で、人々に、自分たちの生を選択するのは自分たち自身なのだということを気づかせるべきである。たとえそうした選択が特定の宗教や思想的見解、さらにはそれらが与える回答を受け入れることであってもそれは別に問題ではない（実際、私はこのような問題で正しい選択が可能だと信じている）。生命倫理の役割は有限性を教えていくことである。医学は、有限性に関するさまざまな事柄をわれわれに教えてく

れ。医学は、生命の限界、避けられない死、痛みや苦しみを逃れないのがやがて限界だからわれわれを直面する。これが加えてわれわれは、財源の限界、世俗道德的理性の限界をも認識しなければならないのである。

\*本論は、以前に発表されたものに加筆、訂正を行ったものである。本論の原型は、「Bioethics and Limited Democracies: Developing Health Care Policy in the Post Modern Age」（以下題）、「一九九一年九月二十六日  
（二）で講られた「Institute EURO 92」で発表され、その後「Bioethique: Jusqu'ou faut-il légiférer?」（以下  
同名の論文（Paris: Institut EURO 92, 1992, pp.3-27）に収載された。その後、（二）で発表されたものと  
「Bioethics in the Post-Modern World: Belief and Secularity」（以下「一九九一年一月七日、『』）への  
POLITEIA による翻訳である、POLITEIA 講（51（1992），1-21）に掲載された。

- (1) H.T. Engelhardt, Jr., and A.L. Caplan (eds.), *Scientific Controversies* (New York: Cambridge University Press, 1987).
- (1) ジュリエット・ヒューリックの廻所や比較的詳しく述べられており、たぶんその文獻を参照の上。*The Foundation of Bioethics* (New York: Oxford University Press, 1986), and *Secular Humanism and Bioethics: The Search for a Common Morality* (Philadelphia/ London: Trinity Press International/ SCM Press, 1991).
- (11) 論者によると、私は特定の内容をもつ世俗的道德性を発現する理性は純粋ではないが、道徳性  
・血体など希望やめぐらしさなどもある。そして私はギャラント正教会の改宗者である。
- (12) Alasdair MacIntyre は最近、国際人の問題に対するアバウト・セイフの状況に懸念を抱いていたのを認めた（二）。  
（二） フィル・ペラードの文庫を参照のこと。*After Virtue* (South Bend, Ind.: Notre Dame University Press, 1981);  
*Whose Justice? Which Rationality?* (South Bend, Ind.: Notre Dame University Press, 1988); *Three Rival  
Versions of Moral Enquiry* (South Bend, Ind.: Notre Dame University Press, 1990).